

令和3年2月10日開会

令和3年2月徳島県議会定例会議案（その3）



## 目 次

第 62 号	令和 2 年度徳島県一般会計補正予算（第11号）	1頁
第 63 号	令和 2 年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第 1 号）	19
第 64 号	令和 2 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第 1 号）	21
第 65 号	令和 2 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	23
第 66 号	令和 2 年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	25
第 67 号	令和 2 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	27
第 68 号	令和 2 年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第 1 号）	29
第 69 号	令和 2 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第 1 号）	31
第 70 号	令和 2 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	33
第 71 号	令和 2 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	35
第 72 号	令和 2 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第 1 号）	37
第 73 号	令和 2 年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	39
第 74 号	令和 2 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）	41
第 75 号	令和 2 年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第 2 号）	43
第 76 号	令和 2 年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	45
第 77 号	令和 2 年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第 1 号）	47
第 78 号	令和 2 年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）	49
第 79 号	令和 2 年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第 2 号）	51
第 80 号	令和 2 年度徳島県病院事業会計補正予算（第 2 号）	53
第 81 号	令和 2 年度徳島県電気事業会計補正予算（第 1 号）	57
第 82 号	令和 2 年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）	59

第 83 号	令和 2 年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第 1 号）	61頁
第 84 号	令和 2 年度徳島県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）	63
第 85 号	徳島県税条例の一部改正について	65

## 第 62 号

## 令和 2 年度徳島県一般会計補正予算（第11号）

令和 2 年度徳島県一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28,940,519千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ585,650,552千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 77,500,000	千円 △1,500,000	千円 76,000,000
	1 県 民 税	26,386,683	500,000	26,886,683
	3 地 方 消 費 税	14,764,352	△1,500,000	13,264,352
	7 軽 油 引 取 税	5,804,010	△400,000	5,404,010
	8 自 動 車 税	10,612,217	△100,000	10,512,217
2 地 方 消 費 税 清 算 金		30,800,000	△370,000	30,430,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	30,800,000	△370,000	30,430,000
3 地 方 譲 与 税		14,900,000	△2,648,768	12,251,232
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	13,000,000	△2,245,168	10,754,832
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,631,000	△337,000	1,294,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	67,000	△13,000	54,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	83,000	△29,000	54,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	118,000	△24,000	94,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000	△600	400

4 地方特例交付金		335,000	86,393	421,393
	1 地方特例交付金	335,000	86,393	421,393
5 地方交付税		149,500,000	3,787,047	153,287,047
	1 地方交付税	149,500,000	3,787,047	153,287,047
7 分担金及び負担金		1,280,953	△98,030	1,182,923
	1 分担金	408,320	△43,325	364,995
	2 負担金	872,633	△54,705	817,928
8 使用料及び手数料		6,072,073	△521,833	5,550,240
	1 使用料	4,458,032	△360,999	4,097,033
	2 手数料	1,614,041	△160,834	1,453,207
9 国庫支出金		144,081,147	△16,084,965	127,996,182
	1 国庫負担金	34,975,039	△8,469,806	26,505,233
	2 国庫補助金	107,912,441	△7,433,084	100,479,357
	3 委託金	1,193,667	△182,075	1,011,592
10 財産収入		992,752	△336,431	656,321
	1 財産運用収入	736,258	△229,654	506,604
	2 財産売払収入	256,494	△106,777	149,717

11	寄附金		421,636	356,736	778,372
	1 寄附金		421,636	356,736	778,372
12	繰入金		86,363,139	△5,553,247	80,809,892
	1 特別会計繰入金		64,774,252	△101,169	64,673,083
	2 基金繰入金		21,588,887	△5,452,078	16,136,809
13	繰越金		2,033,426	6,034,384	8,067,810
	1 繰越金		2,033,426	6,034,384	8,067,810
14	諸収入		21,233,945	△4,822,805	16,411,140
	1 延滞金, 加算金及び過料等		90,610	△7,000	83,610
	2 県預金利子		2,071	△211	1,860
	4 貸付金元利収入		4,422,160	△156,923	4,265,237
	5 受託事業収入		651,888	△463,929	187,959
	6 収益事業収入		2,788,389	△568,699	2,219,690
	7 雑収入		8,238,827	△3,626,043	4,612,784
15	県債		78,873,000	△7,269,000	71,604,000
	1 県債		78,873,000	△7,269,000	71,604,000
	歳入合計		614,591,071	△28,940,519	585,650,552



## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 1,019,735	千円 △44,555	千円 975,180
	1 議会費	1,019,735	△44,555	975,180
2 総務費		35,996,102	7,404,264	43,400,366
	1 総務管理費	14,264,591	8,832,747	23,097,338
	2 企画費	8,378,386	△737,859	7,640,527
	3 徴税費	2,809,363	94,119	2,903,482
	4 市町村振興費	2,095,925	△1,150,290	945,635
	5 選挙費	32,701	△3,591	29,110
	6 防災費	7,443,419	375,096	7,818,515
	7 統計調査費	644,032	△1,321	642,711
	8 人事委員会費	142,476	△3,691	138,785
	9 監査委員費	185,209	△946	184,263
3 民生費		77,087,972	△3,387,958	73,700,014
	1 社会福祉費	57,167,157	△2,509,407	54,657,750
	2 児童福祉費	15,130,660	△807,734	14,322,926

	3 生活保護費	4,790,155	△70,817	4,719,338
4 衛生費		48,473,989	△1,131,170	47,342,819
	1 公衆衛生費	8,188,248	△101,672	8,086,576
	2 環境衛生費	3,248,426	△489,401	2,759,025
	3 保健所費	1,344,816	178,294	1,523,110
	4 医薬費	26,370,505	△825,811	25,544,694
	5 病院事業費	9,321,994	107,420	9,429,414
5 労働費		5,226,936	△218,487	5,008,449
	1 労政費	4,092,775	△90,092	4,002,683
	2 職業訓練費	1,027,494	△122,545	904,949
	3 労働委員会費	106,667	△5,850	100,817
6 農林水産業費		40,744,462	△3,614,655	37,129,807
	1 農業費	5,195,102	△452,026	4,743,076
	2 園芸費	1,809,880	△98,704	1,711,176
	3 畜産業費	2,918,731	△12,532	2,906,199
	4 農地費	13,436,238	△1,680,865	11,755,373
	5 林業費	14,180,293	△1,172,462	13,007,831

	6 水 産 業 費	3,204,218	△198,066	3,006,152
7 商 工 費		84,342,788	△6,173,848	78,168,940
	1 商 業 費	77,932,864	△5,850,707	72,082,157
	2 工 鉱 業 費	4,064,463	△82,061	3,982,402
	3 観 光 費	2,345,461	△241,080	2,104,381
8 土 木 費		90,562,684	△3,593,018	86,969,666
	1 土 木 管 理 費	3,680,147	△1,275,808	2,404,339
	2 道 路 橋 り よ う 費	39,601,378	△139,979	39,461,399
	3 河 川 海 岸 費	34,937,137	△2,193,471	32,743,666
	4 港 湾 費	5,240,923	82,484	5,323,407
	5 都 市 計 画 費	5,767,365	11,841	5,779,206
	6 住 宅 費	1,335,734	△78,085	1,257,649
9 警 察 費		24,733,094	415,074	25,148,168
	1 警 察 管 理 費	22,437,850	492,369	22,930,219
	2 警 察 活 動 費	2,295,244	△77,295	2,217,949
10 教 育 費		88,592,120	△4,850,736	83,741,384
	1 教 育 総 務 費	15,538,938	△1,055,105	14,483,833

	2 小 学 校 費	24,656,572	△1,259,182	23,397,390
	3 中 学 校 費	15,452,305	△936,288	14,516,017
	4 高 等 学 校 費	20,635,730	△873,650	19,762,080
	5 特 別 支 援 学 校 費	7,812,283	△493,439	7,318,844
	6 社 会 教 育 費	2,814,735	1,371	2,816,106
	7 保 健 体 育 費	1,681,557	△234,443	1,447,114
11 災 害 復 旧 費		13,865,550	△11,179,388	2,686,162
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,843,200	△1,085,909	757,291
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	11,922,350	△9,993,479	1,928,871
	3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000	△100,000	0
12 公 債 費		71,733,189	△1,824,933	69,908,256
	1 公 債 費	71,733,189	△1,824,933	69,908,256
13 諸 支 出 金		31,952,450	△741,109	31,211,341
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	14,269,479	△970,479	13,299,000
	2 利 子 割 交 付 金	74,372	44,086	118,458
	3 配 当 割 交 付 金	616,974	69,347	686,321
	4 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	352,624	325,864	678,488

	5 法人事業税交付金	768,110	22,640	790,750
	6 地方消費税交付金	15,439,091	△185,091	15,254,000
	7 ゴルフ場利用税交付金	159,690	2,917	162,607
	9 環境性能割交付金	272,000	△50,393	221,607
歳 出	合 計	614,591,071	△28,940,519	585,650,552

第2表 継続費補正

1 変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
6 農林水産業費	4 農 地 費	新築橋上部工架設事業	1,100,000	30	220,000	986,040	30	220,000
				元	470,000		元	470,000
				2	410,000		2	296,040
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	落合2号トンネル新設事業	1,300,000	元	300,000	1,300,000	元	300,000
				2	500,000		2	550,000
				3	500,000		3	450,000
		京田トンネル新設事業	1,400,000	元	300,000	1,400,000	元	300,000
				2	600,000		2	800,000

				3	500,000		3	300,000
	5 都 市 計 画 費	未広住吉高架橋上部工 架 設 事 業	1,400,000	元	500,000	1,400,000	元	500,000
2				700,000	2		770,000	
3				200,000	3		130,000	

### 第3表 繰越明許費補正

#### 1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
1 議 会 費	1 議 会 費	議会活動経費	千円 4,000
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	万代庁舎等管理費	214,319
	2 企 画 費	鉄道網整備促進費	180,000
	6 防 災 費	危機管理調整費	1,831,992
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	障がい者交流プラザ管理運営費	13,230
		障がい者地域生活支援費	62,300
		社会福祉施設整備事業費	597,072
4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費	公衆衛生諸費	187,614
		障がい者地域生活支援費	33,000

	2 環境衛生費	一般環境対策費	80,000
		自然公園等施設整備事業費	35,682
		上水道施設整備管理指導費	23,900
5 労働費	2 職業訓練費	職業能力開発校整備事業費	21,600
6 農林水産業費	3 畜産業費	酪農振興対策費	923,000
	5 林業費	木材需要拡大奨励費	183,900
7 商工費	1 商業費	金融あつ旋指導費	108,000
8 土木費	1 土木管理費	土木調査事業費	11,832
		建築基準法等施行費	3,000
	2 道路橋りょう費	道路関係市町村指導監督事務費	1,000
		高速道路整備支援事業費	51,975
		道路交通情勢調査費	3,000
	3 河川海岸費	河川管理費	48,610
		堰堤管理費	9,500
	5 都市計画費	都市計画調査事業費	14,600
		公園維持修繕費	40,600
	6 住宅費	建築物耐震化推進費	57,290

10 教 育 費	6 社 会 教 育 費	文化財保護費	516
		郷土文化会館運営費	7,500
11 災 害 復 旧 費	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	市町村災害復旧事業監督事務費	600

## 2 変 更

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	情報ふれあいネットとくしま創造事業費	千円 20,000	千円 163,729
	2 企 画 費	交通政策調整費	600,000	666,640
	6 防 災 費	防災対策指導費	1,899,670	1,915,314
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	老人福祉運営対策費	27,000	511,818
		老人福祉施設整備事業費	124,840	697,991
4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費	感染症予防費	20,000	70,000
	2 環 境 衛 生 費	廃棄物処理施設管理指導費	8,000	13,382
	4 医 薬 費	医療衛生費	281,015	1,237,507
6 農 林 水 産 業 費	2 園 芸 費	農業生産総合対策等事業費	110,000	807,064
		4 農 地 費	団体営土地改良事業費	20,000
			県単独土地改良事業費	20,000



		基幹農道整備事業費	70,000	76,400
		広域営農団地農道整備事業費	225,800	355,000
		県営農道整備事業費	20,000	29,600
		中山間地域農村活性化総合整備事業費	247,300	314,300
		経営体育成基盤整備事業費	294,475	302,800
		農業水利施設保全対策事業費	433,300	866,400
		農業水利施設保全合理化事業費	74,000	152,900
		耕地地すべり防止事業費	484,633	549,400
		老朽ため池等整備事業費	287,040	365,300
		地盤沈下対策事業費	456,000	503,400
		国営付帯県営農地防災事業費	475,000	514,700
		地籍調査費	370,000	420,000
	5 林 業 費	林業力倍増基盤整備促進事業費	61,100	335,449
		森林環境保全整備事業費	537,000	669,700
		森林基盤整備事業費	1,330,000	1,666,000
		治山事業費	2,101,000	2,223,000
		林野地すべり防止事業費	303,000	382,000

			災害関連緊急治山事業費	80,000	0
			県単独治山事業費	10,000	11,800
			治山維持補修費	10,000	21,700
	6	水産業費	県管理漁港維持補修費	49,000	68,000
			広域漁港整備事業費	528,000	605,000
			水産物供給基盤機能保全事業費	366,000	406,000
			水域環境保全創造事業費	59,000	64,000
			漁港海岸保全施設整備事業費	158,000	222,000
8	土	木	費		
	2	道路橋りょう費	高速自動車道対策事業費	57,000	434,099
			道路維持修繕費	487,000	1,736,416
			道路局部改良事業費	333,000	597,685
			路側整備事業費	137,000	384,057
			緊急地方道路整備事業費	17,237,477	20,256,013
			橋りょう修繕費	96,000	168,347
	3	河川海岸費	河川海岸維持修繕費	165,000	1,096,900
			河川特殊改良事業費	59,000	94,820
			広域河川改修事業費	1,689,000	2,229,400

		総合流域防災事業費	8,506,000	9,973,840
		地震・高潮対策河川事業費	1,406,000	1,479,700
		河川管理施設長寿命化事業費	2,830,000	2,972,600
		通常砂防事業費	909,500	1,197,320
		地すべり対策事業費	1,950,000	2,278,100
		急傾斜地崩壊対策事業費	169,250	224,980
		県単独砂防事業費	35,000	63,100
		砂防維持修繕費	26,000	205,142
		県単独急傾斜地崩壊対策事業費	20,000	57,130
		災害防止対策緊急事業費	30,000	89,700
		津波・高潮危機管理対策緊急事業費	195,000	226,000
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	645,000	693,700
	4 港 湾 費	港湾海岸施設維持補修費	81,000	787,055
		県単独港湾整備事業費	99,000	138,958
		港湾改修事業費	75,000	50,244
		港湾海岸保全施設整備事業費	794,000	827,475
		港湾補修事業費	531,000	630,740

	5 都市計画費	街路事業費	908,800	1,164,570
		公園整備事業費	1,548,000	1,772,641
10 教育費	1 教育総務費	私立学校振興費	16,500	40,500
		総合教育センター管理運営費	35,638	96,356
	4 高等学校費	高校施設整備事業費	990,013	1,080,983
	5 特別支援学校費	特別支援学校施設整備事業費	39,500	164,192
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	現年発生農地及び農業用施設災害復旧 事業費	80,000	12,000
		過年発生災害林道復旧事業費	210,000	94,000
		現年発生災害林道復旧事業費	70,000	194,000
	2 土木施設 災害復旧費	現年発生治山施設災害復旧事業費	70,000	0
		過年発生漁港施設災害復旧事業費	413,000	339,000
		現年発生漁港施設災害復旧事業費	60,000	0
		過年発生河川等施設災害復旧事業費	1,138,000	836,423
		現年発生河川等施設災害復旧事業費	660,000	110,546
		過年発生港湾施設災害復旧事業費	289,000	313,468
		現年発生港湾施設災害復旧事業費	100,000	0

## 第4表 債務負担行為補正

## 1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
国営那賀川総合農地防災事業に係る負担金	自 令和3年度 至 令和14年度	475,420千円

## 第5表 地方債補正

## 1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
総務管理事業	1,018,000千円	607,000千円
企画事業	249,000	342,000
市町村振興事業	1,000,000	0
防災事業	514,000	448,000
社会福祉事業	315,000	276,000
環境衛生事業	33,000	25,000
職業訓練事業	12,000	9,000
畜産事業	190,000	186,000
農地事業	3,179,000	2,719,000

林業治山事業	3,894,000	3,534,000
水産事業	712,000	652,000
工鉱業関係事業	9,000	3,000
道路橋りょう事業	17,179,000	17,914,000
河川海岸事業	20,007,000	19,111,000
港湾事業	2,082,000	2,176,000
警察関係事業	2,579,000	2,871,000
教育総務事業	2,407,000	1,207,000
高等学校整備事業	2,496,000	2,511,000
土木施設災害復旧事業	4,206,000	642,000
公用公共用施設災害復旧事業	95,000	0
臨時財政対策債	13,800,000	13,378,000
特別支援学校整備事業	29,000	125,000
計	78,873,000	71,604,000

## 第 63 号

## 令和 2 年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県用度事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ197,645千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,390,673千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 用 度 事 業 収 入		千円 1,588,318	千円 △197,645	千円 1,390,673
	1 財 産 収 入	200	△200	0
	2 繰 越 金	77,681	△13,357	64,324
	3 諸 収 入	1,510,437	△184,088	1,326,349
歳 入	合 計	1,588,318	△197,645	1,390,673

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用 度 事 業 費		千円 1,588,318	千円 △197,645	千円 1,390,673
	1 用 度 事 業 費	1,588,318	△197,645	1,390,673
歳 出	合 計	1,588,318	△197,645	1,390,673



## 第 64 号

## 令和 2 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,173千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ260,573千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 257,400	千円 3,173	千円 260,573
	1 繰 入 金	219,244	3,173	222,417
歳 入	合 計	257,400	3,173	260,573

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 257,400	千円 3,173	千円 260,573
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	28,289	3,173	31,462
歳 出	合 計	257,400	3,173	260,573

## 第 65 号 令和 2 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243,850千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 303,850	千円 △60,000	千円 243,850
	1 繰越金	196,952	△60,000	136,952
歳入	合計	303,850	△60,000	243,850

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 303,850	千円 △60,000	千円 243,850
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	303,850	△60,000	243,850
歳 出	合 計	303,850	△60,000	243,850

## 第 66 号

## 令和 2 年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度徳島県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,477,269千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,647,402千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業収入		千円 72,170,133	千円 1,477,269	千円 73,647,402
	1 分担金及び負担金	20,628,365	3,717	20,632,082
	2 国庫支出金	22,642,317	829,585	23,471,902
	3 療養給付費等交付金	1,000	△1,000	0
	4 前期高齢者交付金	23,901,464	61,675	23,963,139
	5 共同事業交付金	65,424	24,576	90,000
	6 財産収入	1,448	△1,220	228

	7 繰入金	4,930,115	△368,881	4,561,234
	8 繰越金		914,674	914,674
	9 諸収入		14,143	14,143
歳入	合計	72,170,133	1,477,269	73,647,402

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		千円 72,170,133	千円 1,477,269	千円 73,647,402
	1 国民健康保険事業費	72,168,685	1,478,489	73,647,174
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	1,448	△1,220	228
歳出	合計	72,170,133	1,477,269	73,647,402

## 第 67 号 令和 2 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,911千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249,990千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金収入		千円 254,901	千円 △4,911	千円 249,990
	1 繰 入 金	101	279	380
	2 諸 収 入	98,800	△190	98,610
	3 県 債	156,000	△5,000	151,000
歳 入 合 計		254,901	△4,911	249,990

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 254,901	千円 △4,911	千円 249,990
	1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金	254,901	△4,911	249,990
歳 出	合 計	254,901	△4,911	249,990

## 第2表 地方債補正

## 1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 156,000	千円 151,000



## 第 68 号

## 令和2年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,650,439千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 127,650,330	千円 109	千円 127,650,439
	2 財産収入	500	△500	0
	4 繰越金	35,807	3,459	39,266
	5 諸収入	63,304,246	△2,850	63,301,396
歳入合計		127,650,330	109	127,650,439

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 127,650,330	千円 109	千円 127,650,439
	1 中小企業・雇用対策事業費	127,650,330	109	127,650,439
歳 出	合 計	127,650,330	109	127,650,439

## 第 69 号

## 令和 2 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27,213千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,465千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 徳島ビル管理事業収入		千円 73,678	千円 △27,213	千円 46,465
	1 財 産 収 入	53,848	△7,393	46,455
	2 繰 越 金	19,820	△19,820	0
歳 入	合 計	73,678	△27,213	46,465

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業費		千円 73,678	千円 △27,213	千円 46,465
	1 徳島ビル管理事業費	73,678	△27,213	46,465
歳 出	合 計	73,678	△27,213	46,465

第 70 号

令和 2 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,367千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,160千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農 業 改 良 資 金 収 入		千円 4,527	千円 △1,367	千円 3,160
	2 繰 越 金	3,728	△913	2,815
	3 諸 収 入	500	△454	46
歳 入	合 計	4,527	△1,367	3,160

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付金		千円 4,527	千円 △1,367	千円 3,160
	1 農業改良資金貸付金	4,527	△1,367	3,160
歳 出	合 計	4,527	△1,367	3,160

## 第 71 号

## 令和 2 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101,780千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 林 業 改 善 資 金 収 入		千円 101,978	千円 △101,780	千円 198
	1 繰 入 金	1,975	△1,777	198
	2 繰 越 金	95,001	△95,001	0
	3 諸 収 入	5,002	△5,002	0
歳 入	合 計	101,978	△101,780	198

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金貸付金		千円 101,978	千円 △101,780	千円 198
	1 林業改善資金貸付金	101,978	△101,780	198
歳 出	合 計	101,978	△101,780	198



## 第 72 号

## 令和 2 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124,344千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203,928千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業収入		千円 328,272	千円 △124,344	千円 203,928
	1 財産収入	191,772	△91,752	100,020
	2 繰入金	115,857	△15,918	99,939
	3 繰越金	528	174	702
	4 諸収入	20,115	△16,848	3,267
歳入合計		328,272	△124,344	203,928

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 328,272	千円 △124,344	千円 203,928
	1 県有林県行造林事業費	328,272	△124,344	203,928
歳 出	合 計	328,272	△124,344	203,928

## 第 73 号

## 令和 2 年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80,723千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 80,912	千円 △80,723	千円 189
	1 繰 入 金	910	△723	187
	2 繰 越 金	71,580	△71,580	0
	3 諸 収 入	8,422	△8,420	2
歳 入	合 計	80,912	△80,723	189

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 80,912	千円 △80,723	千円 189
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	80,912	△80,723	189
歳 出	合 計	80,912	△80,723	189

## 第 74 号

## 令和 2 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ516,748千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,978,844千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 3,495,592	千円 △516,748	千円 2,978,844
	1 財 産 収 入	1,692,446	△116,748	1,575,698
	2 繰 入 金	500,000	△400,000	100,000
歳 入	合 計	3,495,592	△516,748	2,978,844

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 3,495,592	千円 △516,748	千円 2,978,844
	1 公用地公共用地取得事業費	3,491,830	△513,603	2,978,227
	2 土地開発基金積立金	3,762	△3,145	617
歳 出	合 計	3,495,592	△516,748	2,978,844

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 300,000

## 第 75 号

## 令和 2 年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105,836千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,035,054千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 3,140,890	千円 △105,836	千円 3,035,054
	1 使用料及び手数料	903,218	△46,449	856,769
	2 財産収入	66,746	20,607	87,353
	4 繰越金	80,000	△80,000	0
	5 諸収入	21,926	6	21,932
歳 入	合 計	3,140,890	△105,836	3,035,054

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 3,140,890	千円 △105,836	千円 3,035,054
	1 港湾等整備事業費	2,674,288	△92,242	2,582,046
	2 徳島小松島港津田地区 整備事業費	213,848	△13,594	200,254
歳 出	合 計	3,140,890	△105,836	3,035,054

## 第2表 繰越明許費補正

## 1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	千円 55,000
		施設等運営費	5,000

## 2 変 更

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
1 港 湾 等 整 備 費	2 徳島小松島港津田地区 整備事業費	臨海土地造成事業費	千円 67,000	千円 173,000



## 第 76 号

## 令和 2 年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82,222千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,705千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨 学 金 収 入		千円 272,927	千円 △82,222	千円 190,705
	3 諸 収 入	181,458	△82,222	99,236
歳 入	合 計	272,927	△82,222	190,705

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学金貸付金		千円 272,927	千円 △82,222	千円 190,705
	1 奨学金貸付金	272,927	△82,222	190,705
歳 出	合 計	272,927	△82,222	190,705

## 第 77 号

## 令和 2 年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ125,980千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,093,020千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 証 紙 収 入		千円 3,219,000	千円 △125,980	千円 3,093,020
	1 証 紙 収 入	2,514,507	△185,380	2,329,127
	2 繰 越 金	704,493	59,400	763,893
歳 入	合 計	3,219,000	△125,980	3,093,020

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		千円 3,219,000	千円 △125,980	千円 3,093,020
	1 他 会 計 繰 出 金	3,219,000	△125,980	3,093,020
歳 出	合 計	3,219,000	△125,980	3,093,020

## 第 78 号

## 令和 2 年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県公債管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,824,933千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,764,067千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 管 理 収 入		千円 115,589,000	千円 △1,824,933	千円 113,764,067
	1 繰 入 金	71,923,000	△1,824,933	70,098,067
歳 入	合 計	115,589,000	△1,824,933	113,764,067

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		千円 115,589,000	千円 △1,824,933	千円 113,764,067
	1 公 債 費	115,589,000	△1,824,933	113,764,067
歳 出	合 計	115,589,000	△1,824,933	113,764,067

## 第 79 号

## 令和 2 年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度徳島県給与集中管理特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ878,705千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,863,827千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 給 与 振 替 収 入		千円 30,985,122	千円 878,705	千円 31,863,827
	1 給 与 振 替 収 入	30,985,122	878,705	31,863,827
歳 入	合 計	30,985,122	878,705	31,863,827

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給 与 費		千円 30,985,122	千円 878,705	千円 31,863,827
	1 給 与 費	30,985,122	878,705	31,863,827
歳 出 合 計		30,985,122	878,705	31,863,827



## 第 80 号

## 令和 2 年度徳島県病院事業会計補正予算（第 2 号）

(総則)

第 1 条 令和 2 年度徳島県病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 2 年度徳島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)
(2) 年 間 患 者 数		
入          院	213,890人	182,060人
外          来	247,617人	230,271人
(3) 1 日 平 均 患 者 数		
入          院	586人	499人
外          来	1,019人	947人
(4) 主要な建設改良事業		
医療器械及び備品購入費	1,278,690千円	1,534,065千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科          目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収          入			
第 1 款 病 院 事 業 収 益	25,267,444千円	1,675,222千円	26,942,666千円
第 1 項 医 業 収 益	20,946,593千円	△947,883千円	19,998,710千円
第 2 項 医 業 外 収 益	4,320,851千円	△490,044千円	3,830,807千円
第 3 項 特 別 利 益		3,113,149千円	3,113,149千円
支          出			
第 1 款 病 院 事 業 費 用	25,675,473千円	1,005,066千円	26,680,539千円

第1項 医業費用	24,940,488千円	△465,620千円	24,474,868千円
第2項 医業外費用	734,985千円	620,686千円	1,355,671千円
第3項 特別損失		850,000千円	850,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,058,486千円」を「不足する額1,056,729千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,908千円及び過年度分損益勘定留保資金1,053,578千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,849千円及び過年度分損益勘定留保資金1,052,880千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	7,359,454千円	257,132千円	7,616,586千円
第1項 企業債	1,528,000千円	△92,000千円	1,436,000千円
第2項 負担金	829,256千円	23,243千円	852,499千円
第4項 補助金	2,198千円	325,889千円	328,087千円
支 出			
第1款 資本的支出	8,417,940千円	255,375千円	8,673,315千円
第1項 建設改良費	1,617,119千円	255,375千円	1,872,494千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
病院整備事業	千円 1,528,000	千円 1,436,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
------	---------	---------	-----

(1) 職員給与費 (たな卸資産の購入限度額)	12,252,316千円	151,772千円	12,404,088千円
----------------------------	--------------	-----------	--------------

第7条 予算第8条中「5,740,000千円」を「6,200,000千円」に改める。

令和3年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 81 号

## 令和 2 年度徳島県電気事業会計補正予算（第 1 号）

(総則)

第 1 条 令和 2 年度徳島県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 2 年度徳島県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(補正前)	(補正後)
(1) 供給電力量	水力発電所	329,800,000 k W h	346,189,157 k W h
	太陽光発電所	4,677,000 k W h	5,469,906 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	798,616千円	593,398千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	3,909,490千円	90,684千円	4,000,174千円
第 1 項 営 業 収 益	3,900,159千円	90,881千円	3,991,040千円
第 2 項 財 務 収 益	3,411千円	△495千円	2,916千円
第 3 項 事 業 外 収 益	5,920千円	298千円	6,218千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	3,680,327千円	44,461千円	3,724,788千円
第 1 項 営 業 費 用	3,561,866千円	△27,948千円	3,533,918千円
第 3 項 事 業 外 費 用	113,459千円	72,409千円	185,868千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額514,402千円」を「不足する額308,818千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額72,510千円、建設改良積立金354,560千円、水素エネルギー等導入加速積立金40,000千円及び過年度分損益勘定留保資金47,332千円」を「当年度分消費税及び地方消費税

資本的収支調整額83,644千円, 建設改良積立金185,174千円及び水素エネルギー等導入加速積立金40,000千円」に改め, 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	324,314千円	366千円	324,680千円
第1項 固定資産売却代	1,014千円	△54千円	960千円
第4項 補助金		420千円	420千円
支 出			
第1款 資本的支出	838,716千円	△205,218千円	633,498千円
第1項 建設改良費	798,616千円	△205,218千円	593,398千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,050,390千円	2,152千円	1,052,542千円

令和3年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 82 号

令和 2 年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 2 年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）		（補正前）	（補正後）
(1) 給水事業所数	33	35	阿南工業用水道	11	13
(4) 建設改良工事			吉野川北岸工業用水道改良工事	740,275千円	560,904千円
			阿南工業用水道改良工事	31,329千円	30,815千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	1,243,555千円	△10,999千円	1,232,556千円
第 1 項 営 業 収 益	1,185,427千円	△10,969千円	1,174,458千円
第 2 項 営 業 外 収 益	58,128千円	△30千円	58,098千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	1,197,125千円	△107,343千円	1,089,782千円
第 1 項 営 業 費 用	1,142,071千円	△80,763千円	1,061,308千円
第 2 項 営 業 外 費 用	55,054千円	△26,580千円	28,474千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額431,420千円」を「不足する額284,590千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額66,030千円及び過年度分損益勘定留保資金365,390千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,683千円、減債積立金118,000千円及び過年度分損益勘定留保資金113,907千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	525,231千円	△33,055千円	492,176千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代	1千円	△1千円	0千円
第4項 そ の 他 収 入	46,930千円	△33,054千円	13,876千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	956,651千円	△179,885千円	776,766千円
第1項 建 設 改 良 費	771,604千円	△179,885千円	591,719千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	250,061千円	△42,396千円	207,665千円

令和3年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 83 号

## 令和 2 年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第 1 号）

(総則)

第 1 条 令和 2 年度徳島県駐車場事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 2 年度徳島県駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(補正前)	(補正後)
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	179,851千円	162,854千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 事業収益	103,839千円	△56,263千円	47,576千円
第 1 項 営業収益	103,050千円	△56,240千円	46,810千円
第 2 項 営業外収益	789千円	△23千円	766千円
支 出			
第 1 款 事業費用	102,572千円	△10,610千円	91,962千円
第 1 項 営業費用	102,571千円	△10,610千円	91,961千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額179,086千円」を「不足する額162,149千円」に、「過年度分損益勘定留保資金179,086千円」を「過年度分損益勘定留保資金162,149千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 資本的収入	765千円	△60千円	705千円
第 1 項 固定資産売却代	765千円	△60千円	705千円

支 出				
第1款 資本的支出	179,851千円	△16,997千円		162,854千円
第1項 建設改良費	179,851千円	△16,997千円		162,854千円

令和3年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第 84 号

## 令和 2 年度徳島県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）

(総則)

第 1 条 令和 2 年度徳島県流域下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 2 年度徳島県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)
(2) 年間総処理水量	2,205,000m <sup>3</sup>	1,963,000m <sup>3</sup>
(3) 1日平均処理水量	6,041m <sup>3</sup>	5,378m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	998,966千円	△37,227千円	961,739千円
第 1 項 営 業 収 益	306,577千円	△22,239千円	284,338千円
第 2 項 営 業 外 収 益	692,389千円	△14,988千円	677,401千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	998,966千円	△37,364千円	961,602千円
第 1 項 営 業 費 用	859,346千円	△22,239千円	837,107千円
第 2 項 営 業 外 費 用	129,070千円	△14,855千円	114,215千円
第 3 項 特 別 損 失	10,550千円	△270千円	10,280千円

(特例的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条の 2 中「30,871千円及び35,298千円」を「30,324千円及び34,537千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費 (他会計からの補助金)	17,919千円	2,561千円	20,480千円

第6条 予算第8条中「354,772千円」を「339,778千円」に改める。

令和3年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第八十五号

## 徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第二十項第一号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「附則第十二条の三第二項第二号」を「附則第十二条の二の十第三項」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第二十一項中「、当該自動車（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「第五十三条の四の」を「同条の」に改め、同項第二号中「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた法第百四十九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で法附則第十二条の三第二項第二号の総務省令で定めるもの」を「法附則第十二条の三第二項第二号に規定する平成三十年天然ガス車基準（以下「平成三十年天然ガス車基準」という。）」に改め、同項第六号中「第百四十九条第一項第六号イ」を「附則第十二条の二の十第三項」に改め、「平成三十年軽油軽中量車基準」の下に「（以下「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）」を加え、「同号イ」を「同項」に改め、「平成二十一年軽油軽中量車基準」の下に「（以下「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）」を加える。

附則第二十二項中「掲げる自動車」の下に「（前項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、「、当該自動車（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第百七十七

条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日(自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車にあつては、令和元年十月一日)から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「第五十三条の四の」を「同条の」に改める。

附則第二十三項中「(第四号及び第五号を除く。)」を「第一号から第三号まで」に改める。

附則中第四十項を第四十二項とし、第三十七項から第三十九項までを二項ずつ繰り下げ、第三十六項の前の見出しを削り、同項を第三十八項とし、同項の前の見出しとして「(旧民法第三十四条の法人から移行した法人に係る法人の県民税の特例)」を付し、第三十五項を第三十七項とし、第三十二項から第三十四項までを二項ずつ繰り下げ、第三十一項の前の見出しを削り、同項を第三十三項とし、同項の前の見出しとして「(個人の均等割の税率の特例)」を付し、第三十項を第三十二項とし、第二十四項から第二十九項までを二項ずつ繰り下げ、第二十三項の次に次の二項を加える。

24 次に掲げる自動車(自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車を除く。)に対する第五十三条の四第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、附則第二十一項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法附則第十二条の三第五項第二号の総務省令で定めるもの

三 法第百四十九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が法附則第十二条の三第五項第四号に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率(以下「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので同号の総務省令で定めるもの

五 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第十二条の三第五項第五号の総務省令で定めるもの

六 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー

消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第十二条の三第五項第六号の総務省令で定めるもの

25 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第五十三条の四第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、附則第二十二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第十二条の三第六項第一号の総務省令で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第十二条の三第六項第二号の総務省令で定めるもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第十二条の三第六項第三号の総務省令で定めるもの

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 改正後の附則第十六項の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

3 改正後の徳島県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動

車税の種別割については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法の一部が改正され、自動車に係る環境への負荷の程度に応じた自動車税の種別割の税率の特例措置が見直されること並びに住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例措置の適用期限が延長されることに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この案例案を提出する理由である。





